

**公共調達に係る入札契約制度に関する
報 告 書**

令和8年6月

山 形 県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものである。

本書は2部構成としており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としている。

なお、入札契約制度の運用の状況及び見直しに関しては、山形県公共調達評議委員会の審議を経ており、審議概要については山形県ホームページで公表している。

ホームページ掲載場所： 検索Q

山形県 建設工事等入札契約制度

目 次

第 1 部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第 1 章 入札契約制度を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移	1
(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移	2
① 建設業者（許可業者）数	2
② 建設業就業者数	2
(3) 設計労務単価の推移	4
(4) 収益性の推移	5
(5) 倒産件数の推移	5
2 業界団体との意見交換会の実施	6

第 2 章 令和 7 年度における入札契約制度の運用状況

1 建設工事関係

(1) 落札率等の状況	7
① 落札率	7
② 一般競争入札への平均参加業者数	9
(2) 不調・不落の発生状況	9
(3) 県内業者受注率の状況	10
(4) 品質の確保に関する状況	11
① 工事成績評定点	11
② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点	11
③ 低入札価格調査制度の運用	11

2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況	12
(2) 県内業者受注率の状況	14
(3) 品質の確保に関する状況	14
① 委託業務成績評定点の状況	14
② 低入札価格調査制度の運用	15

第 3 章 令和 7 年度及び 8 年度における入札契約制度の主な見直し

I 令和 7 年度における見直し事項

1	建設工事及び建設工事関連業務委託に共通する見直し	
(1)	「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」等の評価項目の追加	16
(2)	知事顕彰の評価期間の延長	16
(3)	インターンシップ等の評価点の変更	16
2	建設工事に関する見直し	
(1)	地域精通企業評価型における評価項目の簡素化	16
(2)	災害復旧工事における予定価格の事前公表の見直し	17
(3)	災害協定に基づく県要請による出動実績への加点（管、解体工事）	17
3	建設工事関連業務委託に関する見直し	
(1)	共同設計方式におけるJV構成企業数の変更	17
(2)	「一抜け方式」の試行導入	17
II	令和8年度における見直し事項	
1	建設工事に関する見直し	
(1)	発注基準の見直し	18
(2)	週休2日確保工事の実績による加点評価の段階的廃止	18
2	建設工事関連業務委託に関する見直し	
(1)	災害関連緊急随契業務に係る成績評定点の除外	18
(2)	建築関係コンサルタント業務委託に係る評価項目、評価基準及び配点の見直し	19
III	今後の見直しの方向性を定めたもの	
1	建設工事及び建設工事関連業務委託に共通する見直し	
(1)	成績評定点の評価基準（5区分）の見直しの方向性	19

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 令和7年度における入札契約制度の運用状況

1	物品の調達状況	20
(1)	予定価格が300万円を超える物品	20
2	印刷物の調達状況	21
(1)	予定価格が400万円を超える印刷物	21
(2)	最低制限価格の設定状況	21
3	業務委託の調達状況	22
(1)	予定価格が200万円を超える業務委託	22
(2)	低入札価格調査制度の運用状況	23

第2章 地元調達の取組

1	取組の内容	26
2	令和7年度の取組状況	26

資料編

1	建設工事及び建設工事関連業務委託の経過	27
2	山形県公共調達基本条例	31

第 1 部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第 1 章 入札契約制度を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

(1) 建設投資額の推移

県内の建設投資額は、平成 8 年度に 9,601 億円となった後、大幅に減少した。平成 23 年度から増加傾向に転じ、令和 2、3 年度に 5 千億円台に回復したが、令和 4 年度からは再び 4 千億円台となっていた。

令和 7 年度の建設投資額は 5,842 億円（令和 8 年 5 月 20 日公表速報値）と、公共投資の増により前年度より大幅に増加し、令和 3 年度以来の 5 千億円台となった（ただし、毎年 6 月に直近 3 カ年分が遡及改定され、投資額が増減するため、現時点では参考値として見る必要がある）。（表 1、図 1）

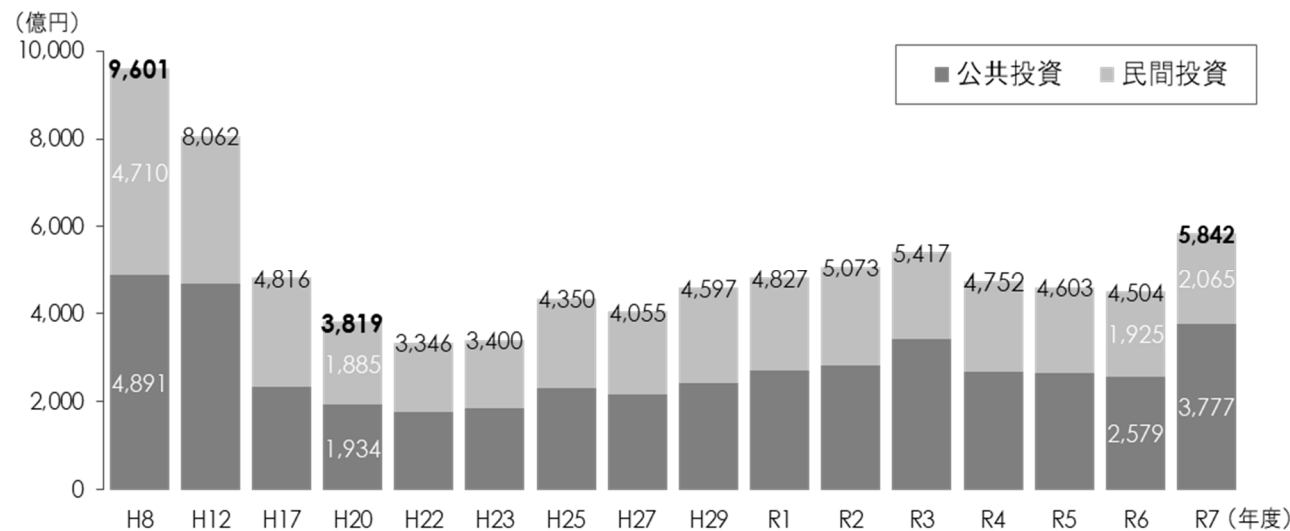
建設業は県民生活や地域経済を支える重要な役割を担っており、その持続的な成長・発展のためには計画的・安定的な建設投資が不可欠であるため、その動向を引き続き注視していく必要がある。

表 1 建設投資額の推移（年度）

（単位：億円）																	
年 度	H8	H12	H17	H20	H22	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/H8
山形県建設投資	9,601	8,062	4,816	3,819	3,346	3,400	4,350	4,055	4,597	4,827	5,073	5,417	4,752	4,603	4,504	5,842	60.8%
公共投資	4,891	4,672	2,334	1,934	1,773	1,855	2,317	2,180	2,413	2,712	2,816	3,436	2,673	2,643	2,579	3,777	77.2%
民間投資	4,710	3,390	2,482	1,885	1,574	1,545	2,033	1,875	2,184	2,115	2,257	1,981	2,080	1,960	1,925	2,065	43.9%
全国建設投資	772,696	663,559	536,080	491,749	429,310	418,254	477,629	479,821	521,768	528,433	533,585	558,706	579,711	571,536	586,072	607,837	78.7%
公共投資	314,223	303,934	197,376	169,232	164,273	161,087	190,431	192,515	207,850	214,848	221,294	227,351	233,004	230,688	238,357	246,097	78.3%
民間投資	458,473	359,625	338,704	322,516	265,038	257,167	287,199	287,306	313,918	313,584	312,290	331,354	346,706	340,848	347,715	361,740	78.9%
山形県構成比	1.24%	1.21%	0.90%	0.78%	0.78%	0.81%	0.91%	0.85%	0.88%	0.91%	0.95%	0.97%	0.82%	0.81%	0.77%	0.96%	61.9%

出典：国土交通省「建設総合統計」（R8.5.20公表値）

図 1 山形県の建設投資額の推移



(2) 建設業者数及び建設業就業者数等の推移

① 建設業者（許可業者）数

令和7年度の県内建設業者(建設業許可業者)数は、令和8年3月末時点で4,402者であり、平成20年代中盤以降、減少傾向にある。

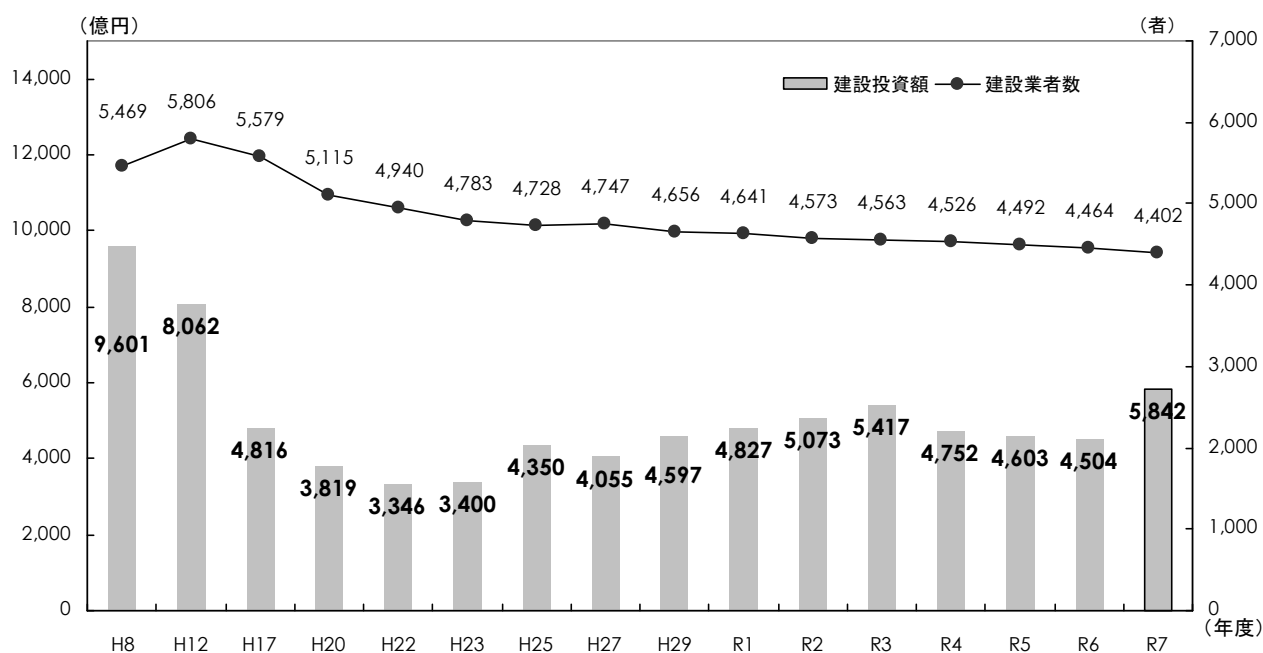
令和7年度の一業者あたりの建設投資額は、約13,300万円(速報値ベース)と、前年度より増加し、平成20年度の約177.3%、ピーク時(平成8年度)の約75.6%になっている。(表2-1、図2)

表2-1 山形県の建設投資額と業者数の関係(年度)

	H8	H12	H17	H20	H22	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7/ 最大値 (%)
建設投資額 (億円)	<u>9,601</u>	8,062	4,816	3,819	3,346	3,400	4,350	4,055	4,597	4,827	5,073	5,417	4,752	4,603	4,504	5,842	60.8
建設業者数 (許可業者数)	5,469	<u>5,806</u>	5,579	5,115	4,940	4,783	4,728	4,747	4,656	4,641	4,573	4,563	4,526	4,492	4,464	4,402	75.8
一業者あたりの 建設投資額(億円)	<u>1.76</u>	1.39	0.84	0.75	0.68	0.71	0.92	0.85	0.99	1.04	1.11	1.19	1.05	1.02	1.01	1.33	75.6

※ 下線：最大値

図2 山形県の建設投資額と業者数の関係



② 建設業就業者数

県内建設業就業者数は、令和2年国勢調査では46,156人となっており、ピーク時の平成12年から27,364人(37.2%)減少している。

年齢階層別にみると、50歳以上が23,774人(構成比51.5%)と全体の半数以上を占めており、29歳以下は4,538人(構成比9.8%)となっている。

平成12年と比較すると、29歳以下では67.6%の減少となっており、若年者の確保が喫緊の課題となっている。(表2-2)

表 2 - 2 山形県内建設業就業者数の推移（暦年）

（単位：人）

	H12(ピーク)		H27		R2		H12 年とR2 年の比較		
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	増減率	構成割合
総数	73,520	100.0%	48,903	100.0%	46,156	100.0%	△27,364	△37.2%	—
29 歳以下	14,023	19.1%	5,019	10.3%	4,538	9.8%	△9,485	△67.6%	△9.2P
30～39 歳	10,336	14.1%	9,269	19.0%	7,048	15.3%	△3,288	△31.8%	+1.2P
40～49 歳	18,235	24.8%	9,335	19.1%	10,796	23.4%	△7,439	△40.8%	△1.4P
50～59 歳	19,204	26.1%	10,285	21.0%	8,207	17.8%	△10,997	△57.3%	△8.3P
60 歳以上	11,722	15.9%	14,995	30.7%	15,567	33.7%	+3,845	+32.8%	+17.8P

50 歳以上再掲	30,926	42.1%	25,280	51.7%	23,774	51.5%	△7,152	△23.1%	+9.4P
----------	--------	-------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	-------

出典 総務省「国勢調査」※項目毎に端数処理をしているため、構成割合の計が 100 にならない場合がある。

〈参考〉

	H12(ピーク)		H27		R2		H12 年とR2 年の比較		
	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	構成割合	就業者数	増減率	構成割合
女性就業者数	10,032	13.6%	6,811	13.9%	7,059	15.3%	△2,973	△29.6%	+1.7P

(3) 設計労務単価の推移

本県の設計労務単価（主要12職種平均）は、平成10年度から低下が続いたが、平成23年度を底に上昇に転じ、平成27年度以降は全国平均を上回っている。

令和8年度の単価は過去最高の27,242円（前年度比+634円）で、15年連続の上昇となった。また、全国順位も16位と上位にあるが、隣県（宮城県）との比較では3,016円の地域差が生じている。

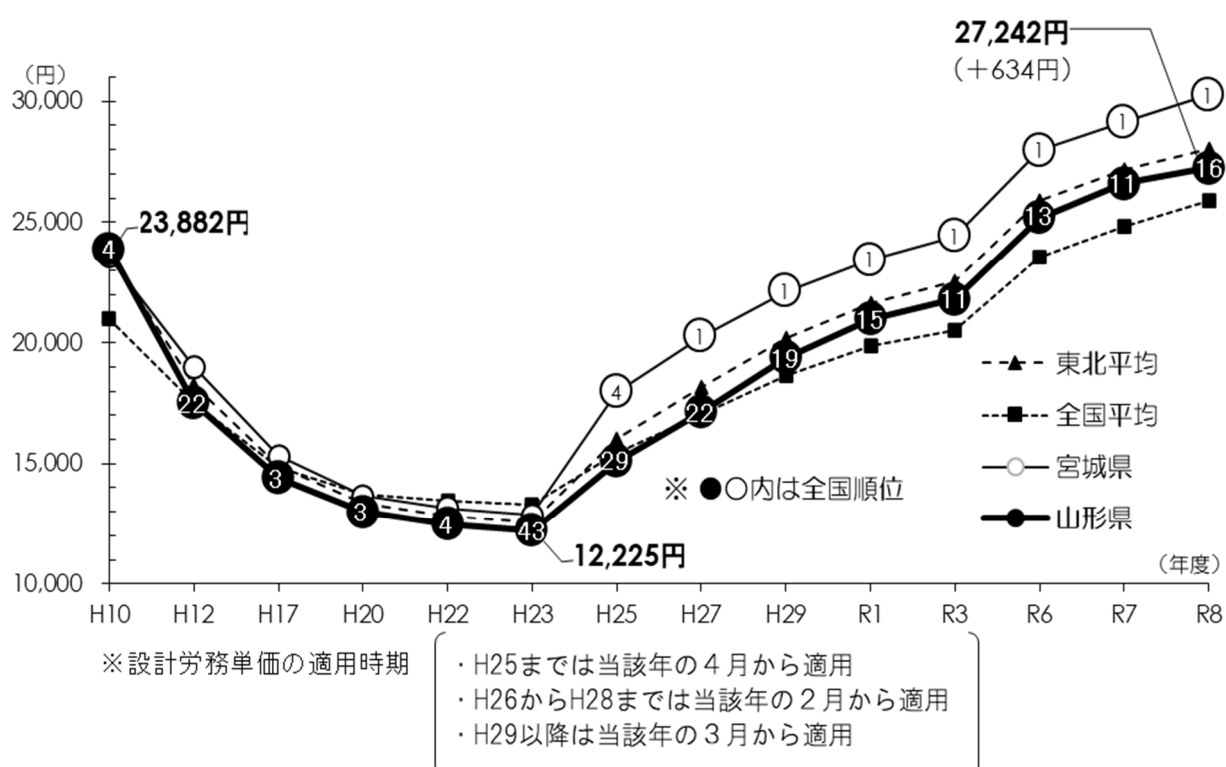
本県建設業の担い手を確保し、持続可能な産業であり続けるためには、継続的な賃金引き上げによる労務単価の上昇を通じた適正な利潤の確保と更なる賃金引き上げの好循環を実現することが重要である。（表3、図3）

表3 主要12職種設計労務単価の推移（国土交通省：公共工事設計労務単価）

	最低										(単位：円／日)				
	H10	H12	H17	H20	H22	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R6	R7	R8	
山形県 (A)	23,882	17,518	14,400	12,983	12,500	12,225	15,117	17,142	19,367	20,983	21,817	25,200	26,608	27,242	
(H10＝1.00)	(1.00)	(0.73)	(0.60)	(0.54)	(0.52)	(0.51)	(0.63)	(0.72)	(0.81)	(0.88)	(0.91)	(1.06)	(1.11)	(1.14)	
宮城県	23,555	19,009	15,327	13,675	13,150	12,867	17,958	20,250	22,117	23,425	24,417	27,975	29,133	30,258	
(H10＝1.00)	(1.00)	(0.81)	(0.65)	(0.58)	(0.56)	(0.55)	(0.76)	(0.86)	(0.94)	(0.99)	(1.04)	(1.19)	(1.24)	(1.28)	
東北平均 (B)	23,792	18,277	14,915	13,364	12,843	12,572	16,001	18,160	20,197	21,647	22,524	25,922	27,178	28,031	
(H10＝1.00)	(1.00)	(0.77)	(0.63)	(0.56)	(0.54)	(0.53)	(0.67)	(0.76)	(0.85)	(0.91)	(0.95)	(1.09)	(1.14)	(1.18)	
東北平均との比較 (A／B)	1.00	0.96	0.97	0.97	0.97	0.97	0.94	0.94	0.96	0.97	0.97	0.97	0.98	0.97	
全国平均 (C)	21,002	17,519	14,843	13,748	13,487	13,328	15,453	17,043	18,634	19,853	20,501	23,532	24,858	25,904	
(H10＝1.00)	(1.00)	(0.83)	(0.71)	(0.65)	(0.64)	(0.63)	(0.74)	(0.81)	(0.89)	(0.95)	(0.98)	(1.12)	(1.18)	(1.23)	
全国平均との比較 (A／C)	1.14	1.00	0.97	0.94	0.93	0.92	0.98	1.01	1.04	1.06	1.06	1.07	1.07	1.05	

※主要12職種：特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手・型枠工・大工・左官・交通誘導警備員A・交通誘導警備員B

図3 主要12職種設計労務単価の推移



(4) 収益性の推移

県内建設業の収益性については、平成22年度までマイナスとなっていたが、平成23年度にプラスに転じ、以降、震災復旧・復興工事の本格化や政府の緊急経済対策に加え、豪雨災害の復旧工事等による公共工事の増加等が要因となって改善が進んでいる。令和6年度は3.84%と減少したが、近年は4%前後の高い水準にある。(表4、図4)

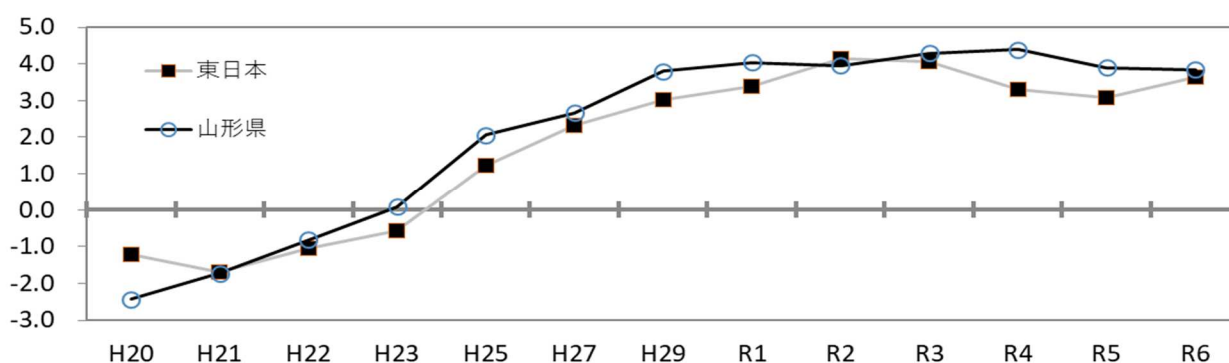
表4 建設業の収益性(売上高経常利益率)の推移(年度)

(単位: %)

	H20	H21	H22	H23	H25	H27	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6
山形県	▲2.43	▲1.72	▲0.81	0.09	2.06	2.66	3.80	4.04	3.96	4.29	4.39	3.90	3.84
青森県	▲0.78	▲0.39	▲0.13	0.02	1.90	1.87	3.02	2.96	3.43	4.44	3.77	3.52	3.15
岩手県	▲1.98	▲2.89	▲1.40	0.67	2.81	3.74	3.99	3.73	4.72	3.55	1.42	0.39	0.59
宮城県	▲2.08	▲2.20	▲1.42	1.92	3.44	3.59	3.72	2.58	4.05	2.85	1.38	1.11	▲0.03
秋田県	▲2.39	▲1.82	▲1.07	▲0.71	1.68	2.64	3.66	3.51	4.37	5.06	4.16	4.77	4.85
福島県	▲3.04	▲2.98	▲1.76	0.69	3.82	4.46	4.03	3.22	4.74	4.37	3.57	2.58	2.60
東日本平均 (23都県)	▲1.21	▲1.69	▲1.05	▲0.57	1.24	2.32	3.02	3.39	4.14	4.06	3.30	3.07	3.65

※ 売上高経常利益率＝経常利益／売上高×100 (「建設業の財務統計指標」東日本建設業保証株式会社)

図4 建設業の収益性(売上高経常利益率)の推移



(5) 倒産件数の推移

全国及び東北地域の建設業の倒産件数は、平成16年から平成20年まではほぼ同水準で推移し、その後は減少傾向から横ばいの状況が続いてきた。

県内建設業の倒産件数は、平成18年の57件をピークに減少を続け、令和2年には平成8年以降で最も少ない5件となった後、わずかな増加傾向で推移してきたが、令和6年は5年ぶりに10件を超え、令和7年は17件となっている。(表5、図5)

表5 建設業倒産件数の推移(暦年)

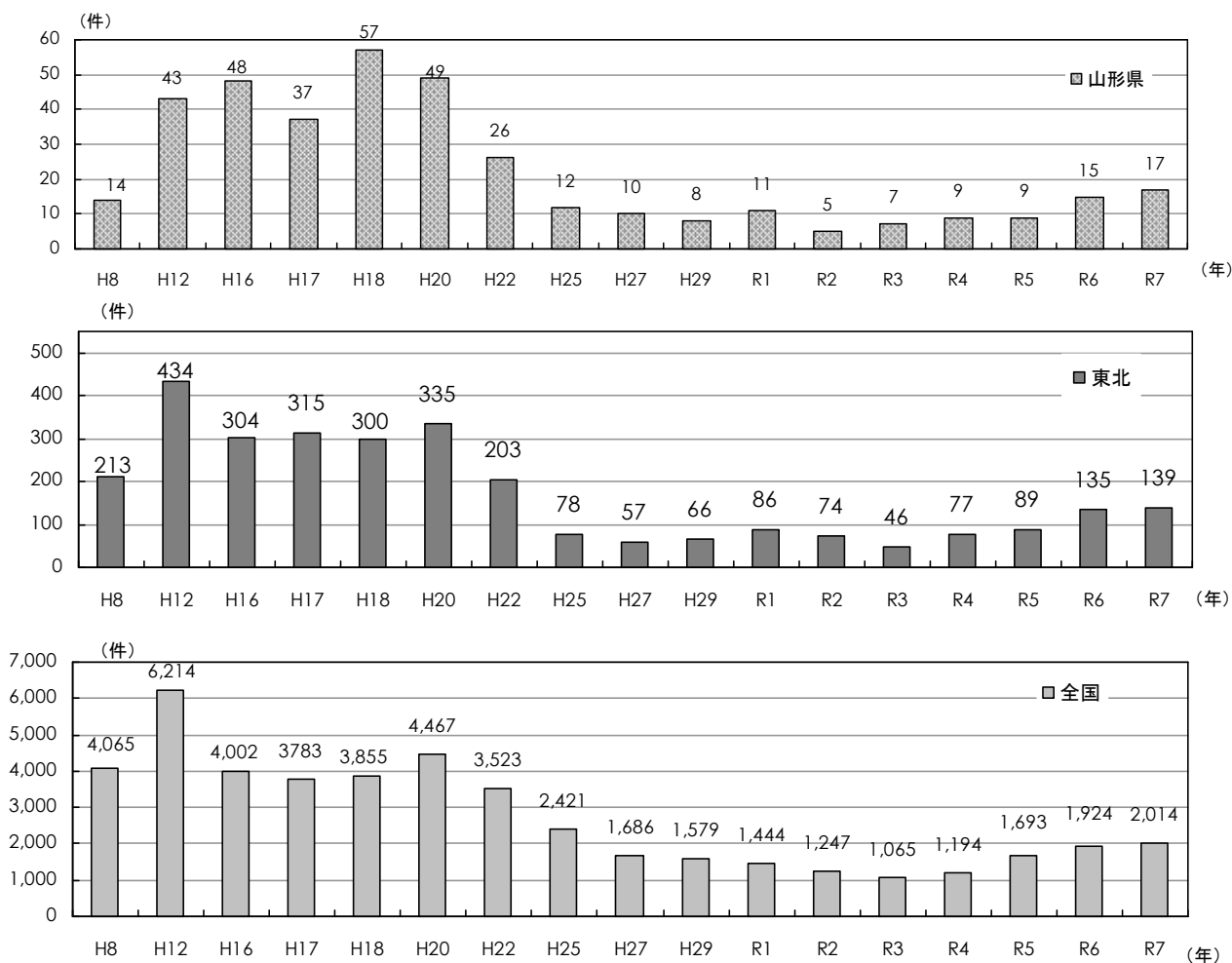
(単位: 件)

	H8	H12	H16	H17	H18	H20	H22	H25	H27	H29	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
山形県	14	43	48	37	57	49	26	12	10	8	11	5	7	9	9	15	17
東北	213	434	304	315	300	335	203	78	57	66	86	74	46	77	89	135	139
全国	4,065	6,214	4,002	3,783	3,855	4,467	3,523	2,421	1,686	1,579	1,444	1,247	1,065	1,194	1,693	1,924	2,014

※「下線は最大値」

(株式会社東京商エリサーチ調べ)

図5 建設業倒産件数の推移（暦年）



2 業界団体との意見交換会の実施

令和7年度においても、「一般社団法人山形県建設業協会」、「一般社団法人日本建設業連合会東北支部」、「一般社団法人山形県測量設計業協会」、「一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会」、「山形県建設コンサルタント協会」、「山形県地質土壌調査業協会」及び「一般社団法人建設コンサルタント協会東北支部」と意見交換を行い、入札契約制度上の課題や各業界が抱える問題点等を把握し、入札契約制度の見直しにつなげた。主な要望事項等については、以下のとおりであった。

- ・働き方改革の推進
- ・設計労務単価の改善
- ・入札契約制度の改善
- ・担い手確保への支援
- ・建設DXの推進

第2章 令和7年度における入札契約制度の運用状況

1 建設工事関係（※予定価格400万円超（R6以前は250万円超））

（1）落札率等の状況

① 落札率

建設工事の入札については、平成19年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

令和7年度の平均落札率は96.9%で、前年度より0.1ポイント上昇した。

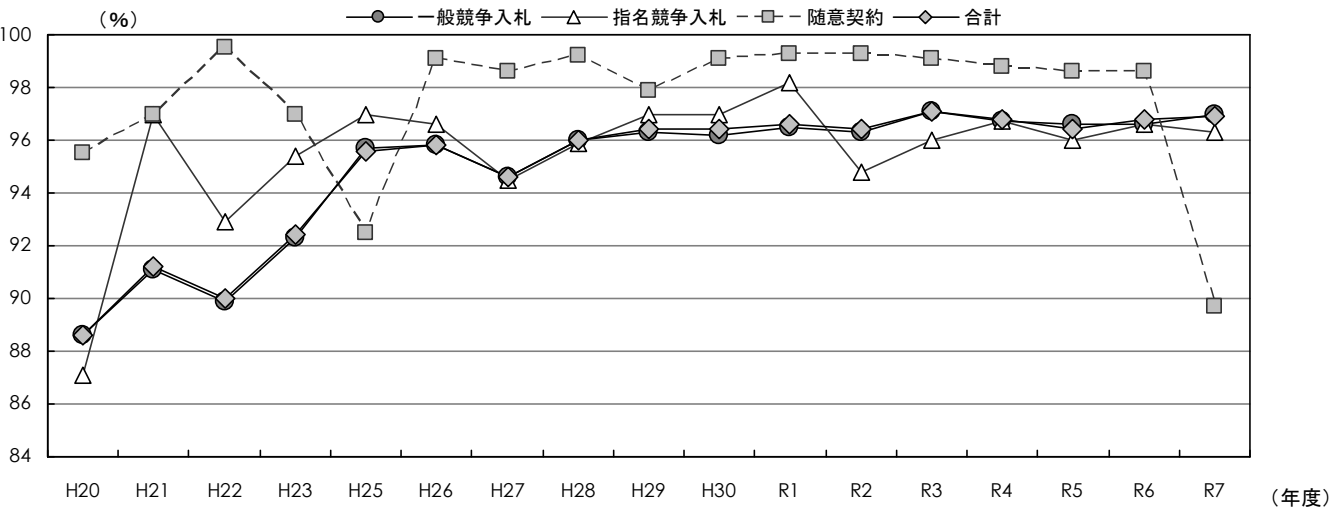
平均落札率の推移をみると、平成20年度に低入札価格調査制度へ失格数値基準を導入したことにより上昇に転じていたが、平成22年度には再び低下した。これを受けて、平成23年度に低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について、本県独自に国土交通省の基準を上回る改正を行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した。また、平成28年度及び平成29年度の国土交通省の調査基準価格の引上げに際しては、本県独自に国土交通省の基準をさらに上回る改正を行った。こうした「過度な低価格入札」の抑制の取組みにより一定の効果が現れ、近年の平均落札率は、96%を上回る水準が継続している。（表1、図1）

表1 平均落札率の推移（建設工事）（全部局、予定価格400万円超（R6以前は250万円超）、年度）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7（件数）
一般競争入札	88.6	91.1	89.9	92.3	95.7	95.8	94.6	96.0	96.3	96.2	96.5	96.3	97.1	96.7	96.5	96.6	97.0（921）
指名競争入札	87.1	97.0	92.9	95.4	97.0	96.6	94.5	95.9	97.0	97.0	98.2	94.8	96.0	96.7	96.0	96.6	96.3（6）
随意契約	95.5	97.0	99.5	97.0	92.5	99.1	98.6	99.2	97.9	99.1	99.3	99.3	99.1	98.8	98.6	98.6	89.7（7）
全体	88.6	91.2	90.0	92.4	95.6	95.8	94.6	96.0	96.4	96.4	96.6	96.4	97.1	96.8	96.4	96.8	96.9（934）

※ 落札率：契約金額／予定価格

図1 入札方法別平均落札率の推移（建設工事）



次に、落札率別での件数は、90%超が大多数を占めており、令和7年度も99.0%の高い割合となっている。（表2－1、図2）

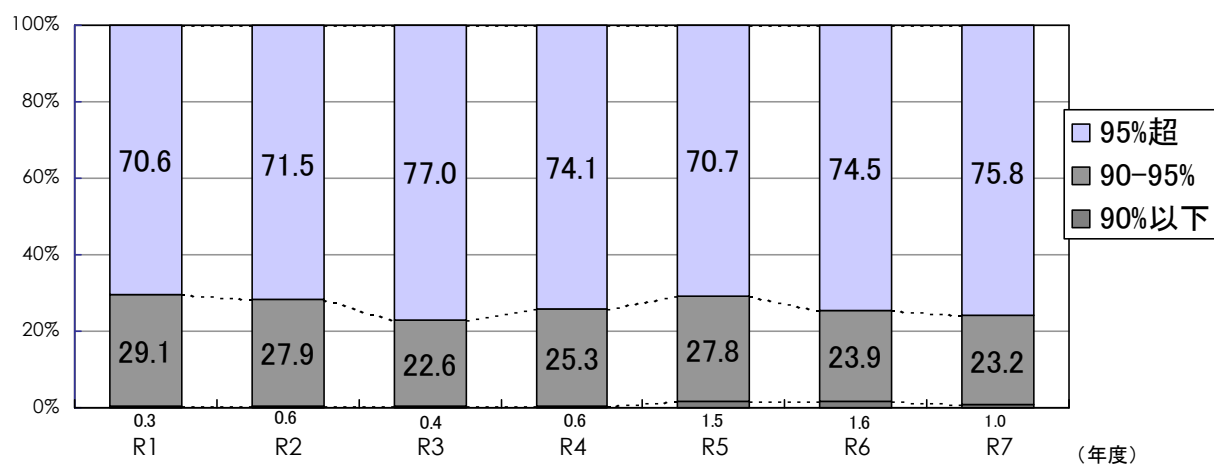
表2－1 落札率区分別の状況（建設工事）（全部局、予定価格400万円超（R6以前は250万円超）、年度）
〈件数〉

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
95%超	843	847	788	781	657	768	708
90%超 95%以下	348	330	231	267	258	246	217
85%超 90%以下	3	5	4	6	13	16	6
80%超 85%以下	0	1	0	0	1	1	1
75%超 80%以下	0	1	0	0	0	0	0
70%超 75%以下	0	0	0	0	0	0	2
70%以下	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,194	1,184	1,023	1,054	929	1,031	934
平均落札率	96.6%	96.4%	97.1%	96.8%	96.4%	96.8%	96.9%

〈落札率区分別構成比〉

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
95%超	70.6%	71.5%	77.0%	74.1%	70.7%	74.5%	75.8%
90%超 95%以下	29.1%	27.9%	22.6%	25.3%	27.8%	23.9%	23.2%
85%超 90%以下	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%	1.4%	1.5%	0.7%
80%超 85%以下		0.1%			0.1%	0.1%	0.1%
75%超 80%以下		0.1%					
70%超 75%以下							0.2%
70%以下							
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図2 落札率区分別件数割合



② 一般競争入札への平均参加業者数（県土整備部）

（※入札辞退、未入札等により札入れをしていない業者を除く。）

県土整備部の一般競争入札への参加業者数（平均）は、一般競争入札を全面導入した平成 20 年度から減少が進んだ。近年は一件当たり 2 ～ 3 者程度で推移しており、令和 7 年度は 2.3 者となっている。（表 2－2）

一般競争入札では、各業者は自らの配置技術者数等の条件や、発注者が公表している発注見通しを参照しながら、受注したい案件を絞り込んで入札に参加する傾向があり、一件当たりの入札参加業者が少ない要因になっていると考えられる。

表 2－2 平均参加業者数の状況（年度）

（単位：者）

H20	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
7.9	4.8	3.9	3.3	4.1	3.6	3.3	3.2	2.8	3.2	2.5	2.8	3.0	2.8	2.3

（２）不調・不落の発生状況

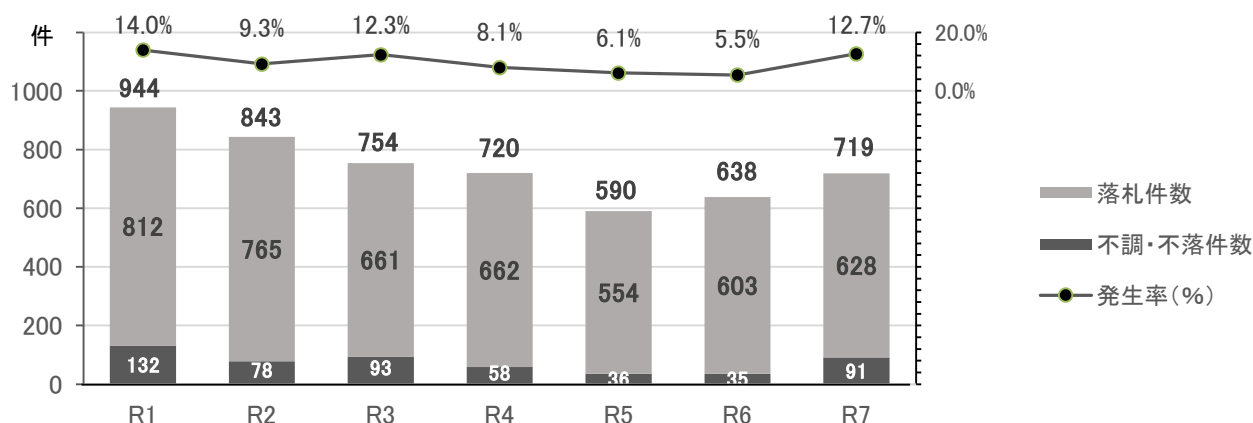
県土整備部における令和 7 年度の入札時不調・不落発生率は12.7%（91件）と、前年度と比較して7.2ポイント（56件）増加した（表 3、図 3）。これは、令和 6 年 7 月豪雨に係る災害復旧工事の本格的な発注が始まったこと等により、特に最上、庄内地域において不調・不落発生率が高かったことによる。

県土整備部における不調・不落発生率は、令和 3 年度に不調・不落が増加したことを踏まえて、発注時期の平準化、発注見通しの公表内容の充実や余裕期間制度の活用、現場代理人の常駐義務緩和、現場条件の悪い工事における見積活用方式の試行などの取組みを進めた結果、令和 4 年度以降は減少傾向にあった。

表 3 不調・不落の発生状況（建設工事）（県土整備部、予定価格 400 万円超（R6 以前は 250 万円超）、随意契約を除く、年度）

		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
入札件数		944	843	754	720	590	638	719
不調・不落件数		132	78	93	58	36	35	91
内 訳	不調件数	62	81	47	30	28	30	82
	不落件数	16	12	11	6	7	6	9
発生率（%）		14.0%	9.3%	12.3%	8.1%	6.1%	5.5%	12.7%

図 3 不調・不落の発生状況の推移（県土整備部、予定価格 400 万円超（R6 以前は 250 万円超）。随意契約を除く。）



（３）県内業者受注率の状況

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで 95.9%と前年度と比較して 1.4 ポイント減少し、当初契約金額ベースでは 91.6%と前年度と比較して 3.7 ポイント減少した。

これは、随意契約方式により県内業者が受注した令和 6 年 7 月豪雨に係る災害関連工事が減少したことや、前年度にはなかった高度な技術を要する大規模な工事（発電所、衛星通信など）を県外業者が受注したこと等が影響したものと考えられる。（表 4－1、表 4－2）

※ 県外業者には、県外業者と県内業者による共同企業体を含む

表 4－1 県内業者の受注率【件数ベース】（建設工事）（全部局、予定価格 400 万円超（R6 以前は 250 万円超）、年度）
（件、％）

入札方式	R3		R4		R5		R6		R7	
	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率
一般競争入札	972	96.7%	980	97.0%	866	97.4%	889	96.9%	891	96.7%
指名競争入札	12	100.0%	12	100.0%	34	97.1%	17	100.0%	4	66.7%
随意契約	5	83.3%	27	84.4%	3	60.0%	97	100.0%	1	14.3%
県内計	989	96.7%	1,019	96.7%	903	97.2%	1,003	97.3%	896	95.9%
全体（県内外）	1,023	—	1,054	—	929	—	1,031	—	934	—

表 4－2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】（建設工事）（全部局、予定価格 400 万円超（R6 以前は 250 万円超）、年度）
（百万円、％）

入札方式	R3		R4		R5		R6		R7	
	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率
一般競争入札	59,265	95.0%	66,847	95.2%	63,224	80.9%	64,854	95.2%	81,160	91.8%
指名競争入札	46	100.0%	47	100.0%	137	95.5%	67	100.0%	18	13.6%
随意契約	47	90.5%	894	78.8%	18	56.4%	1,598	100.0%	5	4.8%
県内計	59,358	95.0%	67,788	94.9%	63,379	80.9%	66,519	95.3%	81,183	91.6%
全体（県内外）	62,460	—	71,375	—	78,311	—	69,778	—	88,665	—

(4) 品質の確保に関する状況

① 工事成績評定点

本県では、請負業者の適正な選定や指導・育成、工事の品質向上に資することを目的に、原則として1件の当初設計金額が500万円を超える建設工事を対象として、工事成績評定点を算出している。

令和7年度に実施した全対象工事の成績評定の平均点は83.7点となり、緩やかな上昇傾向が続いている。

また、落札率と評定点との関連としては、落札率が高い方が評定点も高くなる傾向がみられる。(表5-1、表5-2)

表5-1 工事成績評定点の推移(建設工事)(全部局、当初契約金額500万円超、年度)

(単位:点、件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
評定点(点)	81.2	81.5	82.0	82.4	82.7	82.8	83.2	83.7
件数(件)	834	978	1,020	994	901	918	805	787

表5-2 落札率区分別工事成績評定点(建設工事)(全部局、年度)

落札率 年度	70%以下	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
R6(評定点)	-	-	-	-	83.0	82.9	83.3	83.2
R7(評定点)	-	83.0	-	81.0	82.1	83.6	83.8	83.7
R7(件数)	-	2	-	1	7	201	576	787

② 総合評価落札方式と最低価格落札方式での工事成績評定点

県では、価格と品質の両面から評価する総合評価落札方式を導入しており、県土整備部では、設計金額1,000万円以上の建設工事を対象にしている。

令和7年度の工事成績評定の平均点は、総合評価落札方式が84.1点で、最低価格落札方式の82.6点より1.5点高くなっている。(表6)

表6 総合評価落札方式の状況(建設工事)(全部局、予定価格500万円超、年度)

(単位:件、%、点)

落札方式	件数	平均落札率(%)	平均評定点
総合評価落札方式	569 (552)	96.8 (96.6)	84.1 (83.7)
最低価格落札方式	218 (253)	96.0 (95.8)	82.6 (82.0)
全体	787 (805)	96.6 (96.4)	83.7 (83.2)

※ () 内は前年度の数値

③ 低入札価格調査制度の運用

令和7年度において、調査基準価格を下回った低入札発生件数は、県土整備部で5件(発生率1.3%)、全県でも6件と、例年同様に低い割合となった。

(表7)

表 7 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事、年度）

年度		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R6
県土整備部	基準価格設定数	315	257	391	382	345	427	358	380	390
	低入札発生件数 (発生率%)	10 (3.2)	4 (1.6)	4 (1.0)	8 (2.1)	5 (1.4)	5 (1.2)	3 (0.8)	0 (0.0)	5 (1.3)
	低入札落札件数	7	1	0	3	2	2	1	0	2
全県	低入札発生件数	13	7	8	12	8	5	5	1	6
	低入札落札件数	9	3	3	6	2	2	2	0	2

2 建設工事関連業務委託関係（※予定価格 200 万円以下（R6 以前は 100 万円以下）の業務委託を除く。）

（１）落札率の状況

建設工事関連業務委託に関して、本県では指名競争入札を原則としていたが、平成 30 年度から一般競争入札を試行的に導入し、令和 7 年度の一般競争入札実施件数は 122 件と、全体の約 22% となっている。

令和 7 年度の全体の平均落札率は 87.6% と前年度に比べ 2.8 ポイント減少しており、これは令和 6 年 7 月豪雨関連の業務委託に係る随意契約方式の件数の減少が影響したものと考えられる。（表 8－1、図 4）

また、落札率別での件数では、80% 超の割合が大半を占めるが、90% 超の割合は前年度よりも 15.6 ポイント減少している。（表 8－2、図 5）

表 8－1 平均落札率の推移（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格200万円超（R6以前は100万円超）、年度）
（単位：％、件）

入札方法	H20	H21	H22	H23	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7（件数）
一般競争入札	-	73.5	86.5	82.9	93.4	98.0	94.5	92.6	91.4	89.4	87.9	89.2	90.1	91.2	91.4	91.4	90.0（122）
指名競争入札	79.6	82.5	82.4	84.9	87.5	85.7	85.2	86.9	86.0	84.7	84.8	86.5	88.3	88.0	87.6	87.2	86.5（419）
随意契約	97.1	94.6	94.6	96.3	97.3	97.3	96.9	98.4	97.2	99.4	99.1	99.6	98.9	99.6	99.1	99.2	98.8（12）
全 体	81.2	84.1	84.1	85.5	88.4	87.6	86.0	88.0	87.1	88.0	86.3	89.5	89.1	89.6	88.8	90.4	87.6（553）

図 4 入札方法別平均落札率の推移（建設工事関連業務委託）

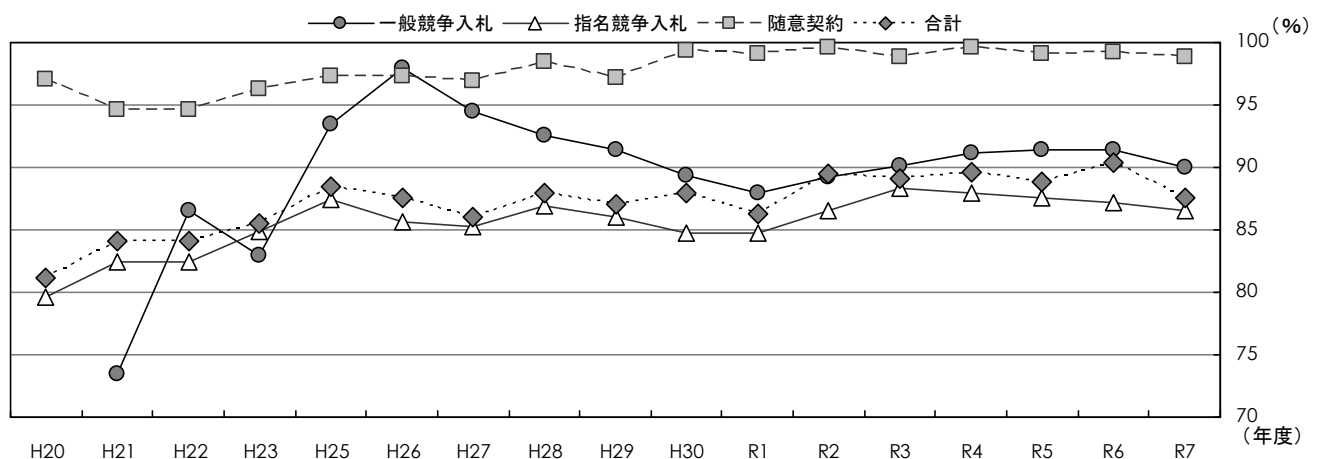


表 8 - 2 落札率の状況（建設工事関連業務委託）

（全部局、予定価格 200 万円超（R6 以前は 100 万円超）、年度）

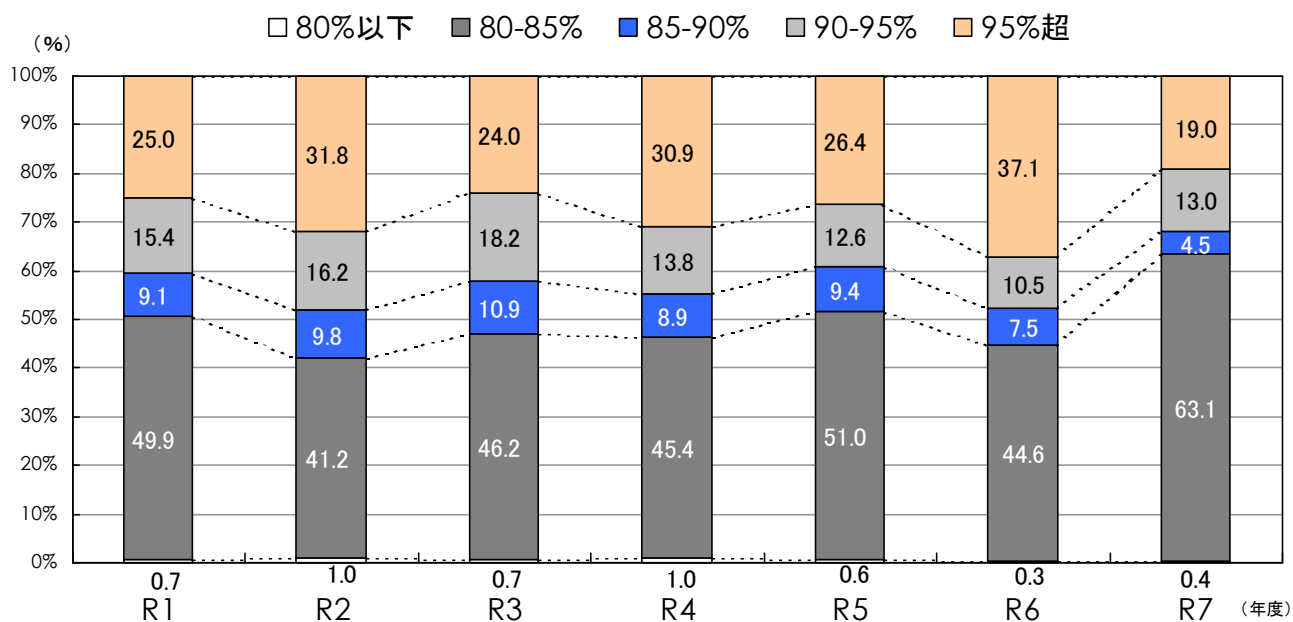
〈件数〉

区 分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
95%超	197	244	174	222	164	253	105
90%超 95%以下	122	124	132	99	78	72	72
85%超 90%以下	72	75	79	64	58	51	25
80%超 85%以下	394	316	335	326	316	304	349
75%超 80%以下	3	3	2	6	4	2	0
70%超 75%以下	0	1	1	0	0	0	0
70%以下	2	4	2	1	0	0	2
合 計	790	767	725	718	620	682	553
平均落札率	86.3%	89.5%	89.1%	89.6%	88.8%	90.4%	87.6%

（落札率区分別構成比）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
95%超	25.0%	31.8%	24.0%	30.9%	26.4%	37.1%	19.0%
90%超 95%以下	15.4%	16.2%	18.2%	13.8%	12.6%	10.5%	13.0%
85%超 90%以下	9.1%	9.8%	10.9%	8.9%	9.4%	7.5%	4.5%
80%超 85%以下	49.9%	41.2%	46.2%	45.4%	51.0%	44.6%	63.1%
75%超 80%以下	0.4%	0.4%	0.3%	0.8%	0.6%	0.3%	
70%超 75%以下		0.1%	0.1%				
70%以下	0.3%	0.5%	0.3%	0.2%			0.4%
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

図 5 落札率区分別件数割合（建設工事関連業務委託）



(2) 県内業者受注率の状況

令和7年度の県内業者の受注率は、件数ベースで75.8%と前年度に比べて1.3ポイント上昇したが、契約金額ベースでは、63.0%と前年度に比べて3.7ポイント減少した。

減少の要因としては、随意契約方式により県内業者が受注した令和6年7月豪雨に係る災害関連業務分が減少したこと等が考えられる。(表9-1、表9-2)

表9-1 県内業者の受注率【件数ベース】(建設工事関連業務委託)

(全部局、予定価格200万円超(R6以前は100万円超)、年度)
(単位:件)

入札方式	R3		R4		R5		R6		R7	
	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率	県内 受注件数	県内 受注率
一般競争入札	73	75.3%	81	75.7%	78	66.1%	89	74.2	91	74.6
指名競争入札	458	77.5%	397	73.5%	363	76.4%	314	74.4	322	76.8
随意契約	30	81.1%	56	78.9%	17	63.0%	105	75.0	6	50.0
県内計	561	77.4%	534	74.4%	458	73.9%	508	74.5	419	75.8
全体(県内外)	725	—	718	—	620	—	682	—	553	—

表9-2 県内業者の受注率【当初契約金額ベース】(建設工事関連業務委託)

(全部局、予定価格200万円超(R6以前は100万円超)、年度)
(単位:百万円)

入札方式	R3		R4		R5		R6		R7	
	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率	県内 受注金額	県内 受注率
一般競争入札	923	57.8%	1,282	55.5%	1,093	45.2%	1,353	59.1%	1,637	55.5%
指名競争入札	4,262	70.8%	3,656	66.0%	3,442	70.1%	3,260	70.3%	3,130	69.0%
随意契約	135	54.0%	834	64.7%	351	56.4%	2,073	67.0%	34	24.8%
県内計	5,319	67.6%	5,772	63.2%	4,886	61.4%	6,686	66.7%	4,801	63.0%
全体(県内外)	7,864	—	9,139	—	7,952	—	10,025	—	7,624	—

(3) 品質の確保に関する状況

① 委託業務成績評定点の状況

建設工事と同様の目的により、原則として1件の当初設計金額が200万円を超える委託業務等を対象に成績評定点を算出している。

令和7年度に実施した成績評定の県全体の平均点は83.6点で、前年度をやや下回ったものの、ここ数年と同程度の水準を維持した。また、落札率との関係においては、落札率に関わらず評定の平均は82点を超えている。(表10-1、表10-2)

表10-1 業務成績評定点の推移(年度)

(単位:点、件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
評定点	82.2	82.1	82.5	83.1	83.4	83.9	84.0	83.6
件数	593	737	671	612	579	605	476	511

表 10－2 落札率区分別業務成績評定点（年度）

落札率 年度	70%以下	75%以下 70%超	80%以下 75%超	85%以下 80%超	90%以下 85%超	95%以下 90%超	95%超	合計
R6（評定点）	－	－	84.0	84.0	83.7	83.4	84.4	84.0
R7（評定点）	－	－	－	83.7	82.7	83.4	84.0	83.6
R7（件数）	－	－	－	317	30	67	97	511

② 低入札価格調査制度の運用

平成 26 年 5 月から、低入札価格調査制度対象の委託業務の設計金額を 700 万円以上から 1,000 万円以上に引き上げている。また、県土整備部においては、平成 27 年 10 月から当該設計金額を 3,000 万円以上とする試行を実施中である。

令和 6 年度における低入札価格調査発生件数は、県全体で 18 件（うち県土整備部で 0 件）となり、前年度と比較して発生件数は 9 件の増となった。

（表 11）

表 11 低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県土 整備部	基準価格設定数	73	35	37	72	80	43	54
	低入札発生件数 （発生率％）	4 (5.5)	2 (5.7)	1 (2.7)	2 (2.8)	2 (2.5)	1 (2.3)	0 (0.0)
	低入札落札件数	4	0	0	1	1	0	0
全県	低入札発生件数	17	13	5	19	9	9	18
	低入札落札件数	15	6	3	9	4	2	6

第3章 令和7年度及び8年度における入札契約制度の主な見直し

I 令和7年度における見直し事項

令和7年度においては、令和6年度における山形県公共調達評議委員会での審議等を踏まえ、以下のとおり見直しを行った。

1 建設工事及び建設工事関連業務委託に共通する見直し

(1) 「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」等の評価項目の追加〔令和7年7月〕

総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を重視する若者や女性技術者を確保し、技術を継承し、もって工事品質の向上につなげるため、「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」「若者の採用・育成」に関する国や県の認定制度の認定取得を評価対象とした。

<追加評価項目>

評価項目	評価基準	評価点
「働き方改革」の推進 (やまがたスマイル企業 認定等)	「働き方改革」を推進する企業として、国または県からの認定を受けている。	1
	認定を受けていない	0

(2) 知事顕彰の評価期間の延長〔令和7年7月〕

総合評価落札方式において、現在知事顕彰歴の評価対象期間を2年としているが、評価対象企業が極めて限定的となっているため、評価対象期間を3年に延長した。

(3) インターンシップ等の評価点の変更〔令和7年7月〕

総合評価落札方式におけるインターンシップの加点について、事業所の所在地が事業実施箇所の含まれる地域の内外で差を設け、事業実施地域と企業の本店所在地が一致する場合を高く評価することとした。

2 建設工事に関する見直し

(1) 地域精通企業評価型における評価項目の簡素化〔令和7年7月〕

災害時の応急対応等で重要な役割を担う地域の中小事業者の維持・確保を図るため、地域精通企業評価型の技術力等に関する重要な評価項目は残して項目を簡素化した。

項 目	企業の能力			技術者の能力				地域貢献			
	施工実績	工事成績	工事顕彰	施工経験	工事成績	継続教育	実施証明	災害協定	ボランティア等	災害対応	道路除雪
現 在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
簡素化	○	○	—	○	○	—	○	○	○	○	—

（２）災害復旧工事における予定価格の事前公表の見直し〔令和７年７月〕

災害復旧工事では工期に制約があるため、予定価格を事前公表できる運用をとっており、実際ほとんどの災害復旧工事において予定価格が事前公表されていたところ、品確法が求めるダンピング受注防止の観点から、比較的規模の大きい工事（８千万円以上）を対象に、事後公表を原則とした。

（３）災害協定に基づく県要請による出動実績への加点（管工事、解体工事）〔令和７年７月〕

総合評価落札方式においては、県管理の道路・河川等の災害復旧工事の実績を加点評価し、県発注の災害復旧工事の受注のインセンティブとしていたが、令和６年７月の大雨被害等を踏まえ、大規模災害からの円滑な復旧・復興に資するため、「管工事」「解体工事」を発注する場合に、県と業界団体との協定に基づき県からの要請を受け激甚災害発生時に対応した市町村発注の当該工事の実績について、「地域貢献度」の評価項目において評価することとした。

３ 建設工事関連業務委託に関する見直し

（１）共同設計方式におけるＪＶ構成企業数の変更〔令和７年７月〕

県内企業の技術の向上・育成のため、専門技術保有企業と地域精通企業による共同設計方式を導入しているが、現在「３者以内」としているＪＶ構成企業数について、更なる技術移転を促進する観点から「最大で４者まで」と変更した。

（２）「一抜け方式」の試行導入〔令和７年７月〕

業者の履行能力を超えた受注による品質の低下や履行遅延を防止するとともに、受注機会の確保による地域の建設関連企業の育成を図るため、建設工事関連業務委託の発注に「一抜け方式※」を試行的に導入した。

※「一抜け方式」

同一機関が同日に行う同種の複数案件の入札において、あらかじめ定めた開札順序で落札者を決定し、先の入札案件で落札候補者となった者は、次以降の案件における入札を無効として扱い、それ以外の者から落札者を決定する方式。

<一抜け方式のイメージ>

入札参加者	入札案件	案件 1	案件 2	案件 3
		(順位)	(順位)	(順位)
A 社		3 位	1 位 (落札)	無効
B 社		1 位 (落札)	無効	無効
C 社		2 位	3 位	1 位 (落札)
D 社		5 位	未入札	2 位
E 社		4 位	2 位	3 位

Ⅱ 令和８年度における見直し事項

令和８年度においては、近年の資材費等の高騰への対応や、入札契約制度の諸課題を解決するため、以下の見直しを行う。

１ 建設工事に関する見直し

（１）発注基準の見直し〔令和８年７月〕

国土交通省等の取組みを参考に、資材費等の高騰に伴う工事費増を発注基準に反映するための見直し（引上げ）を行う。

工事の種類	工事の設計金額（現行）	工事の設計金額（見直し）	等級
土木一式工事	8,000 万円以上	1 億円以上	A
	3,000 万円以上 8,000 万円未満	3,500 万円以上 1 億円未満	A B
	1,000 万円以上 3,000 万円未満	1,000 万円以上 3,500 万円未満	B C
	1,000 万円未満	1,000 万円未満	C D
建築一式工事	1.5 億円以上	1.8 億円以上	A
	5,000 万円以上 1.5 億円未満	6,000 万円以上 1.8 億円未満	A B
	1,000 万円以上 5,000 万円未満	1,000 万円以上 6,000 万円未満	B C
	1,000 万円未満	1,000 万円未満	C D
電気工事 管工事	6,000 万円以上	7,000 万円以上	A
	2,000 万円以上 6,000 万円未満	2,000 万円以上 7,000 万円未満	A B
	2,000 万円未満	2,000 万円未満	B C
舗装工事	3,000 万円以上	3,500 万円以上	A
	1,000 万円以上 3,000 万円未満	1,000 万円以上 3,500 万円未満	A B
	1,000 万円未満	1,000 万円未満	B C

（２）週休２日確保工事の実績による加点評価の段階的廃止

令和６年４月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用され、週休２日の労働環境が基本となり、県内でも週休２日の取組が定着してきていることから、週休２日確保工事实施証明書の発行を段階的に廃止するとともに、全ての証明書の有効期限が切れる時期の到来により、総合評価での加点も廃止する。

	現行	R8.10～	R9.10～
週休２日の発注方式	月単位	完全土日	標準化
証明書を発行する 達成状況の要件	月単位 完全土日	完全土日 (月単位は廃止)	廃止
総合評価における 証明書による加点措置	当面継続	有効期限切れ到来	
	1 点	廃止	

２ 建設工事関連業務委託に関する見直し

（１）災害関連緊急随契業務に係る成績評定点の除外〔令和８年７月〕

令和６年７月豪雨災害時に、緊急性が重視される災害関連緊急随契業務では、十分な事前準備や計画的実施が困難なため、平常時の他の業務と同

じ基準による成績評定が難しいとして、評定を行わないこととした。

この取扱いに準じ、総合評価で企業・技術者の過去5年間の業務成績評定の平均点を算出する際、過去の災害の緊急随契の評定点を除外する。

(2) 建築関係コンサルタント業務委託に係る評価項目、評価基準及び配点の見直し〔令和8年7月〕

性質の異なる「土木コンサル業務」に準じた箇所が多い「建築コンサル業務」の総合評価の評価基準等について、配置技術者が多いことなどの建築コンサル業務の特徴に合わせて、主に技術者評価の内容や配点等をその業務の実態に即したものに見直す。

	技術者評価			
	資格	専門技術力	情報収集力・専任性	技術研鑽
土木コンサル	3	12	9	6
建築コンサル	3	12	9	6



建築コンサル (見直し)	5 (+2)	18 (+6)	3 (-6)	6 (変更なし)
-------------------------	-------------------	--------------------	-------------------	---------------------

<各評価項目の主な見直し内容>

資 格		評価対象となる技術者が多いことを考慮し、配点を増
専門技術力	業務経験 (同種・類似)	特に業務成果の品質に影響が大きい管理技術者、主任担当技術者(総合)の配点を増
	業務成績 (5年平均)	評価対象を業務の中心的役割となる管理技術者のみとし、事業者の実績確認書類の提出に係る事務負担を軽減
	若手・女性技術者の配置	若手・女性技術者育成の観点から、若手・女性技術者を配置する場合、専門技術力において新たに加点
情報収集力 (業務実施箇所)		地域特性の把握は業務成果の品質に与える影響が小さいことを考慮し、配点を減

Ⅲ 今後の見直しの方向性を定めたもの

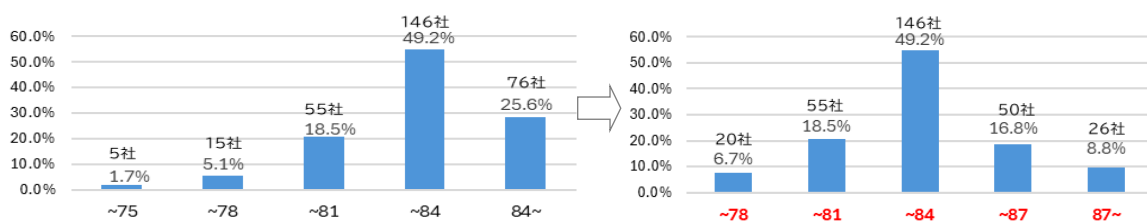
1 建設工事及び建設工事関連業務委託に共通するもの

(1) 成績評定点の評価基準(5区分)の見直しの方向性

工事及び業務委託ともに、企業の成績評定点(5カ年度平均点)の分布が高い区分に偏る傾向にあることを踏まえ、今後更なる成績評定点の上昇がみられ、最上位ランクの企業数が下位の3ランクの企業数合計を上回った場合に、その偏りを緩和する見直しを行うこととする。

下位3区分(5+15+55=75社) < 最上(76社)

対応例：評価基準の3点引上げ→偏り緩和



第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 令和7年度における入札契約制度の運用状況

物品及び役務等の調達方法には、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約がある。令和7年度から地方自治法施行令の改正に伴い、予定価格が300万円を超える物品の購入、400万円を超える印刷物の製造請負及び200万円を超える業務委託の一部については、原則として条件付一般競争入札により調達している（予定価格が3,600万円以上のWTO案件を除く）。

随意契約により調達しているのは、予定価格が300万円以下の物品の購入、400万円以下の印刷物の製造請負及び200万円以下の業務委託並びにその性質又は目的が競争入札に適さないものなどである。

（参考1）調達方法の種類

調達方法		内 容
競争入札	一般競争入札	契約の目的を公告し、一定の有資格者のうちから広く多数の希望者が入札に参加して競争するもの。
	条件付	所在地要件、実績要件、技術的適性要件等を定めて行うもの。
	指名競争入札	特定多数の有資格者の中から指名し、入札により競争するもの。
随意契約		競争入札によらずに契約の相手を特定するもの。 契約可能な相手が複数いる場合は、可能な限り複数者から見積を徴取して相手を決定し、相手が1者に限られる場合は、その者と1者随意契約している。

（参考2）随意契約できる金額（予定価格）の上限額

	令和6年度まで	令和7年度から
物品の購入	160万円	300万円
印刷物の製造請負	250万円	400万円
業務委託	100万円	200万円

1 物品の調達状況

（1）予定価格が300万円を超える物品の購入

令和7年度の調達件数は398件で、平均落札率は95.9%であった。（表1）

調達件数は前年度より300件減少した。（表2）

競争入札による調達件数は155件であった。随意契約できる金額が引き上がったこと等により、今年度は122件減少した。

随意契約による調達件数は、同じく随意契約できる金額が引き上がったこと等により、178件減の243件であった。

表 1 令和 7 年度の調達件数と平均落札率（予定価格 300 万円超の物品）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	155 件	0 件	243 件	398 件
平均落札率	89.7%	--%	99.9%	95.9%

表 2 調達件数の年度別推移（予定価格 300 万円（令和 6 年度まで 160 万円）超の物品）

年度 調達方法	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		(参考)増減 (R7-R6)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	391 件	50.5%	277 件	39.7%	155 件	38.9%	▲122 件
随意契約	384 件	49.5%	421 件	60.3%	243 件	61.1%	▲178 件
合 計	775 件	100.0%	698 件	100.0%	398 件	100.0%	▲300 件

2 印刷物の調達状況

（１）予定価格が 400 万円を超える印刷物の製造請負

令和 7 年度の調達件数は 11 件で、平均落札率は 92.9%であった。（表 3）

調達件数は随意契約できる金額が引き上がったこと等により、前年度より 8 件減少した。（表 4）

随意契約による調達は、迅速な対応を要した選挙公報や障がい者支援施設等から調達したものなどであった。

表 3 令和 7 年度の調達件数と平均落札率（予定価格 400 万円超の印刷物）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	6 件	0 件	5 件	11 件
平均落札率	88.4%	—	98.4%	92.9%

表 4 調達件数の年度別推移（予定価格 400 万円（令和 6 年度まで 250 万円）超の印刷物）

年度 調達方法	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度		(参考)増減 (R7-R6)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	10 件	76.9%	13 件	68.4%	6 件	54.5%	▲7 件
随意契約	3 件	23.1%	6 件	31.6%	5 件	45.5%	▲1 件
合 計	13 件	100.0%	19 件	100.0%	11 件	100.0%	▲8 件

（２）最低制限価格の設定状況

印刷物の品質確保を図るため、平成 22 年度から、会計局会計課が発注する印刷物について、最低制限価格を設定している。当初は、予定価格が 50 万円を超

えるもの（WTO案件を除く。）を設定対象とし、最低制限価格の設定率を10分の6としたが、その後、見直しを行い、平成24年度に設定対象を予定価格30万円以上に引き下げ、さらに平成30年度には最低制限価格の設定率を10分の7、令和7年度に10分の7.2に引き上げており、過度な低価格での応札の防止と品質の確保に努めている。

令和7年度は74件で設定し、そのうち11件で最低制限価格を下回る失格者が発生した。（表5）

表5 最低制限価格設定件数と失格者発生件数の年度別推移

年度 契約種別	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり	設定件数	うち失格者あり
総価契約	75件	20件	66件	15件	59件	10件
単価契約	12件	0件	14件	1件	15件	1件
合 計	87件	20件	80件	16件	74件	11件
失格者発生率	23.0%		20.0%		14.9%	

3 業務委託の調達状況

（1）予定価格が200万円を超える業務委託

令和7年度の調達件数は917件で、平均落札率は96.9%であった。（表6）

調達件数は前年度より282件減少した。（表7）

競争入札による調達件数は285件であった。随意契約できる金額が引き上がったことにより、今年度は50件減少した。

随意契約による調達件数は、同じく随意契約できる金額が引き上がったことにより、232件減の632件であった。

表6 令和7年度の調達件数と平均落札率（予定価格200万円超の業務委託）

調達方法	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	合計
調達件数	231件	54件	632件	917件
平均落札率	92.5%	87.5%	99.3%	96.9%

表7 調達件数の年度別推移（予定価格200万円（令和6年度まで100万円）超の業務委託）

年度 調達方法	令和5年度		令和6年度		令和7年度		(参考)増減 (R7-R6)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札	266件	26.9%	335件	27.9%	285件	31.1%	▲50件
随意契約	723件	73.1%	864件	72.1%	632件	68.9%	▲232件
合 計	989件	100.0%	1,199件	100.0%	917件	100.0%	▲282件

随意契約による調達は、「建物等の保守・管理・運営」、「設備等の運行・点検・修理」、「情報通信・コンピュータ関連」において、品質確保の必要性から設備の設置業者やシステムの開発業者と契約したものや、「企画・製作」及び「その他（研修・講習・訓練等の実施等）」において、企画提案等方式で選定した者と契約したものなどであった。（表 8）

表 8 令和 7 年度における業務委託の分類別の調達件数（予定価格 200 万円（令和 6 年度まで 100 万円）超の業務委託）

大分類	調達方法	合計	競争入札		随意契約	
			うち一般競争入札	うち指名競争入札		うち企画提案等
1 建物等の保守・管理・運営		118 件	76 件	75 件	1 件	42 件
2 廃棄物処理		22 件	19 件	17 件	2 件	3 件
3 設備等の運行・点検・修理		95 件	24 件	18 件	6 件	71 件
4 調査・研究		53 件	31 件	12 件	19 件	22 件
5 情報通信・コンピュータ関連		143 件	58 件	57 件	1 件	85 件
6 企画・製作		70 件	8 件	8 件	0 件	62 件
7 運送・旅行		3 件	3 件	3 件	0 件	0 件
8 その他		413 件	66 件	41 件	25 件	347 件
合 計		917 件	285 件	231 件	54 件	632 件
構成比		100.0%	31.1%	25.2%	5.9%	68.9%
参考	令和 6 年度	1,199 件	335 件	257 件	78 件	864 件
	令和 5 年度	989 件	266 件	194 件	72 件	723 件

（２）低入札価格調査制度の運用状況

契約の適正な履行や公正な取引秩序の確保を図るため、平成16年度から、設計金額が700万円以上の「建物清掃」、「警備」及び「システムの設計・開発」の３業務について低入札価格調査制度を導入している。平成22年度からは、条件付一般競争入札により調達している他の業務にも対象を拡大し、現在、13業務について本制度を適用している。

調査の基準となる価格は、「システムの設計・開発」については、入札書比較価格の10分の6、その他については、入札書比較価格の10分の8としており、当該価格を下回る入札があった場合は、調査の上、落札決定している。

令和 7 年度における制度対象件数は 60 件で、うち 1 件について低入札価格調査を実施した結果、履行可能と判断されたことから最低価格者と契約を締結した。（表 9）

表 9 業務委託の低入札価格調査制度運用状況

令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
制度対象	うち調査実施（うち失格者）	制度対象	うち調査実施（うち失格者）	制度対象	うち調査実施（うち失格者）
25 件	1 件（0 件）	46 件	3 件（0 件）	60 件	1 件（0 件）

(参考3) 業務委託の種類

業務委託については、便宜上、大分類で8種目、小分類で49種目に区分整理している。

大分類		小分類		条件付一般競争入札 対象業務	低入札価格調査制度 対象業務	
番号	種目	番号	種目	H20～	H16～	H22～
1	建物等の保守・管理・運営	1	建物清掃	○	○	○
		2	浄化槽・貯水槽の清掃・保守	○		○
		3	警備	○	○	○
		4	空調設備保守	○		○
		5	自家用電気工作物保守	○		○
		6	電気設備保守			
		7	通信施設設備保守			
		8	エレベーター・自動ドア保守			
		9	消防防災設備保守	○		○
		10	施設設備の管理	○		○
		11	受付・電話交換業務	○		○
		12	ねずみ昆虫駆除	○		○
		13	環境測定	○		○
2	廃棄物処理	1	廃棄物収集・運搬・処分	○		○
		2	その他	○		○
3	設備等の運行・点検・修理	1	自動車・船舶・航空機等			
		2	機械・機器・金属製品			
		3	設備（庁舎等以外）			
		4	楽器、音響、照明等			
4	調査・研究	1	調査・分析			
		2	研究			
		3	検査・測定			
5	情報通信・コンピュータ関連	1	システムの設計・開発		○	○
		2	システムの運用保守			
		3	データ処理			
		4	データ・情報提供			
		5	データのオペレーション			
		6	コンピュータの保守管理			
		7	その他			
6	企画・製作	1	物品・看板			
		2	映画・ビデオ			
		3	写真・製図			
		4	広告・広報			
		5	イベント等の企画・運営			
		6	デザイン企画			
		7	ホームページ作成			
7	運送・旅行	1	旅客運送			
		2	貨物運送			
		3	旅行			
8	その他	1	クリーニング			
		2	医事			
		3	検体検査			
		4	給食			
		5	環境保護			
		6	施設の管理運営業務			
		7	研修・講習・訓練等の実施			
		8	保険			
		9	監査・コンサルティング			
		10	その他			
8 種目		49 種目		12 業務	3 業務	13 業務

(参考４) 物品・役務調達システムによる調達状況

随意契約による調達の公平性、競争性及び透明性を確保するため、平成 17 年度から本庁において、300 万円以下の物品の購入及び 400 万円以下の印刷物の製造請負については、山形県物品・役務調達システムにより調達している。(表 10)

平成 20 年度からは総合支庁にも本システムを導入している。

本システムは、山形県内に本店又は営業所等を有する業者が利用者登録を行い、登録業者が受注を希望する調達案件に随時見積金額を入力することができるようになっており、令和 7 年度末で 587 者が登録している。

表 10 令和 7 年度における会計局会計課のシステム調達実績

区 分	物品の購入		印刷物の製造請負	
	件数	平均落札率	件数	平均落札率
10 万円以下	2,264 件	—	151 件	—
10 万円超	325 件	87.9%	199 件	74.3%
合 計	2,589 件	—	350 件	—

※ 1 山形県物品・役務調達システムの一般競争型による調達実績。

※ 2 10 万円以下のものでは、予定価格の設定を要しないため、平均落札率は算出できない。

第 2 章 地元調達の実施

1 取組の内容

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針（平成 21 年 12 月策定）」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、品質と競争性等の確保に留意しながら、地元企業の受注拡大等に配慮した取組を平成 22 年度から実施している。

予定価格が 10 万円以下の物品の購入、250 万円以下の印刷物の製造請負及び 100 万円以下の業務委託については、地元調達率 95%以上を目標として取り組んでいる。

2 令和 7 年度の実施状況

令和 7 年度の地元調達率は、物品の購入が 95.1%、印刷物の製造請負が 99.7%、業務委託が 99.5%であり、全ての項目において目標を達成した。（表 11）

表 11 地元調達率

区 分	対象金額 (予定価格)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
物品の購入	10 万円以下	94.3%	95.7%	95.1%
印刷物の製造請負	250 万円以下	99.9%	99.8%	99.7%
業務委託	100 万円以下	99.4%	99.3%	99.5%

※ 1 県内企業からの調達が困難なもの及び病院事業局発注分を除く。

※ 2 調査対象期間は、各年度 4 月～12 月。

※ 3 件数ベースでの集計。

資料編

1 建設工事及び建設工事関連業務委託の経過

※数値は、特に注釈のあるものを除き県土整備部（平成21年度以前は土木部）関係のみ。

		～平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
法 令 等				H13.04 入札契約適正化法施行	H15.01 官製談合防止法施行			H17.04 品確法施行、H18.01 改正独禁法施行
談合事件			H13年1月最上地方における農業土木工事に公取立入調査（業界談合）			H15年9月置賜地方における測量、土木コンサルタント等業務に公取立入調査（業界談合）	H16年10月東北地方整備局等が発注した鋼橋上部工事関係の70社に独禁法違反で立入調査	
改善推進組織					山形県入札制度改善委員会設置（庁内組織）			
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札	H7年度WTO案件に導入。 10億円以上の土木工事、15億円以上の建築工事を一般競争入札とする。		1億円以上の工事に条件付一般競争入札の導入（4千万円以上についても実施可能）	4千万円以上の工事に条件付一般競争入札の拡大（1千万円以上についても実施可能）			
	地域要件、格付け等				県内全域からの応札を3億円以上から1億円以上に拡大	主観点数に工事成績評価等技術力のウェイト引き上げ	JV対象工事に単体業者が参加する混合入札とする	入札条件に工事成績や技術者の施工実績を設定
	指名競争入札		意向確認型指名競争入札の廃止と公募型の拡大	指名業者数を12業者に拡大、指名業者名は落札決定後に公表	指名理由書の作成要領を制定		業務委託の指名選定基準の制定	
透明性の確保	監視機能	入札監視委員会の設置（契約金額2千万円以上・発注予定1億円以上の建設工事）					測量、設計等業務委託（契約金額500万円以上）を審査事項に追加	
	予定価格	H11年5月から250万円超工事について事後公表		250万円超の建設工事全てについて事前公表				
	積算内訳書	閲覧による積算内訳の事後公表の実施		入札時に提出義務化、積算基準、設計単価公表			内訳書の審査要領を制定し、審査手法を統一化	
	契約情報等公開	H10年9月経営事項審査結果公表		発注見通し、指名選定理由、契約書等の公開	工事成績、低入札基準価格、最低制限価格の公表		測量等業務委託も指名理由、予定価格を公表（事後）	
	電子入札等					H15年11月試行		
品質の確保	低入札価格調査制度	H9年WTO案件に導入 H11公募型、意向確認型指名競争入札にも適用	2億円を超える建設工事を対象とする	設計金額4千万円以上の建設工事に導入	設計金額4千万円未満の建設工事に「最低制限価格制度」を導入	低入札コスト調査により完成時のコスト構造分析開始	失格判断基準・調査方法の改善、業務委託設計金額700万円以上に導入、技術者の増員義務付け（H17年1月～）	
	低入札対象工事件数			410	307	299	276	208
	低入札調査件数			26	26	26	40	20
	発生率			6.3%	8.5%	8.7%	14.5%	9.6%
	多様な入札・契約方式	入札時VE方式試行	契約後VE方式試行			PFI事業の実施、業務委託に係るプロポーザル方式の試行	総合評価落札方式の試行	契約後VEの実施、総合評価落札方式簡易I型実施（H18年1月～）
	工事成績評価					要領を改正し評価の厳格化		工事成績、技術者の施工実績を入札条件に設定
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間		談合、贈賄を定めている期間の2倍とする					
	損害賠償予約条項				契約約款に10%を設定（建設工事）	契約約款に10%を設定（委託業務）		
	コンプライアンス							
	元請下請関係			指導要領策定	元請下請調査88件	89件	97件	92件
	談合情報等対応		現場説明会廃止				マニュアルの統一化	
	談合情報の推移		1	4	2	5	7	1
	県内の建設投資額（億円）	H8ピーク 9,601	8,062	7,086	5,976	5,355	4,918	4,816
	建設業許可業者数（年度末）	(H11) 5,832	5,806	5,713	5,637	5,720	5,767	5,579
	建設業倒産件数（暦年）	(H11) 35	43	42	52	48	48	37
	建設工事平均落札率（一般）		—	92.9%	92.7%	92.9%	91.2%	90.5%
	建設工事平均落札率（指名）		96.0%	94.6%	94.6%	93.5%	93.2%	92.4%
	建設工事平均落札率（計）		96.0%	93.6%	93.0%	93.0%	91.4%	90.6%

1 建設工事及び建設工事関連業務委託の経過

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
法 令 等		H18.12 知事会指針		H20.07 県公共調達基本条例施行				
談合事件		H18年4月市民オンブズマンが鋼橋上部工事の談合について損害賠償請求を怠っていると県を提訴	H19年3月霞賜管内測量等談合に係る損害賠償請求の訴えを提起					
改善推進組織			H19年10月山形県公共調達改善委員会設置（外部委員組織）	H20年12月山形県公共調達評議委員会設置（外部委員組織）				
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札		250万円超1千万未満の工事について4月から一部、H20年1月から原則全面実施。事務軽減のため事後審査方式導入					
	地域要件、格付け等		応札可能業者は原則20者以上を確保する。主観点数に企業の社会性評価を導入		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正		土木一式の発注基準及び建設工事の地域要件に係る金額区分を一部改正	
	指名競争入札		指名業者数を拡大					
透明性の確保	監視機能		指名停止措置の再苦情処理、談合情報の審査（1億円以上）を追加					
	予定価格		事後公表の試行（H20年1～3月）	事後公表の試行（H20年10～H21年3月）	事後公表の試行（H21年6～）	事後公表の試行継続（H22年4月～）	事後公表の試行継続（H23年4月～）	事後公表の試行継続（H24年4月～）
	積算内訳書							
	契約情報公開	個々の入札結果をホームページ上で公開（H19年3月～）						
	電子入札等	本格実施	質問・回答の電子化	電子閲覧の本格実施				
品質の確保	低入札価格調査制度		（業務委託設計金額700万円未満に最低制限価格制度試行導入）	建設工事・業務委託とも失格数値基準を導入（H20年6月30日～）、調査基準価格の引き上げ（H21年1月26日～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H21年6月1日～）	建設工事における現場代理人と配置技術者の兼務禁止、及び業務委託の入札で失格を繰り返す業者に対する、非指名措置制度を導入（H22.5.1～）	建設工事の調査基準価格引き上げ、建設工事・業務委託とも失格数値基準・最低制限価格を引き上げ（H23年5月1日～）	・土木コンサルタント業務の調査基準価格および失格数値基準の引き上げ（H24年5月1日～） ・「非指名」措置等の検証と見直しの検討
	低入札対象工事件数	218	245	296	440	374	481	421
	低入札調査件数	19	23	21	37	50	10	3
	発生率	8.7%	9.4%	7.1%	8.4%	13.4%	2.1%	0.7%
	多様な入札・契約方式		総合評価落札方式簡易Ⅱ型実施	地域貢献活動を評価項目として設定可能に（簡易Ⅱ型）	簡易Ⅰ型とⅡ型は地域貢献活動の評価項目設定を必須に、標準型でも可能にして、本格実施	設計金額4000万円以上、原則全面実施。地域貢献活動の評価対象項目を拡大。（H22年4月）事後審査方式の試行（H22年7月）	・技術点に「品質等確実点」を導入 ・事後審査（簡易Ⅱ型）対象工事の範囲を拡大	・総合評価落札方式の建設工事における評価項目の拡充 ・土木コンサルタント業務の県土整備部における総合評価落札方式の試行 ・建設工事関連業務委託の県土整備部における県内業者優先指名競争入札の試行
	工事成績評定							
	評定平均点の推移	75.3	75.6	75.8	76.5	76.7	77.0	77.5
不正の排除	指名停止措置機関		県機関（病院、企業局）の一本化					
	指名停止期間		贈賄、独禁法違反行為、入札妨害及び談合について期間延長					
	損害賠償予約条項		違約金特約条項改正（20%）					
	コンプライアンス	内部通報制度施行	山形県職員倫理規程施行（H20年1月～）	公共調達スキルアッププログラムの施行				・建設工事等の入札・契約事務に関する不当な情報提供等要求等対応要領の整備
	元請下請関係	82件	80件	80件	80件	80件	80件	80件
	談合情報等対応							
	談合情報の推移	8	2	4	0	4	3	3
県内の建設投資額（億円）		4,928	4,220	3,819	3,896	3,346	3,400	3,513
建設業許可業者数（年度末）		5,408	5,184	5,115	5,083	4,940	4,783	4,720
建設業倒産件数（暦年）		57	53	49	36	26	16	17
建設工事平均落札率（一般）		88.2%	86.3%	88.6%	91.1%	89.9%	92.3%	94.2%
建設工事平均落札率（指名）		92.5%	90.4%	87.1%	97.0%	92.9%	95.4%	97.9%
建設工事平均落札率（計）		88.5%	86.6%	88.6%	91.2%	90.0%	92.4%	94.2%

1 建設工事及び建設工事関連業務委託の経過

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
法 令 等			H26.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法施行	発注関係事務の運用に関する指針				R01.06改正品確法、改正建設業法、改正入契法成立、一部施行
談合事件								
改善推進組織								
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札						・H30年7月から入札参加資格の事後審査方式の対象とする金額要件の撤廃し原則事後審査 ・業務委託において、条件付き一般競争入札の試行	
	地域要件、格付け等					総合支庁管内を地域要件とする範囲を設計金額3千万円以上5億円未満に引上げ		
	指名競争入札							
透明性の確保	監視機能							
	予定価格	事後公表の試行継続 (H25年4月～)	事後公表の試行継続 (H26年4月～)	原則事後公表の暫定実施 (H27年7月～)				
	積算内訳書							
	契約情報等公開			業務委託の発注見通しの公表を試行 (H27年4月～)	業務委託の発注通しの公表の試行の改正 (H28年4月～)	工事の発注通しの公表の改正 (H29年4月～)		
	電子入札等							
品質の確保	低入札価格調査制度	業務委託における失格を繰り返す者に対する「非指名」措置の改正・強化 (H25年4月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額の引上げ (H26年5月～)	業務委託における低入札価格調査対象設計金額及び最低制限価格対象設計金額の引上げ (H27年10月～県土整備部試行)	・建設工事及び建設工事関連業務委託の調査基準価格引上げ (H28年4月～・H28年7月～) ・建設工事関連業務への最低制限価格制度の適用 (H28年4月～)	建設工事の調査基準価格引上げ (H29年6月1日～)		
	低入札対象工事件数	435	386	322	362	315	257	391
	低入札調査件数	4	7	1	7	10	4	4
	発生率	0.9%	1.8%	0.3%	1.9%	3.2%	1.6%	1.0%
	多様な入札・契約方式	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象期間の延長 ・土木コンサルタント業務における総合評価の試行基準（価格点）の一部改正 (H25年5月)	・建設工事における総合評価落札方式の工事成績評定の評価対象機関の拡大 (H26周知、H27～) ・県との災害協定に基づく活動実績の評価見直し ・土木コンサルタント業務における総合評価の対象設計金額の変更、価格点の評価方法の追加、事後審査方式の導入	・若手技術者育成モデル工事の試行 (H27年7月～) ・予定価格の見積り活用方式の試行 (H27年5月～) ・業務委託の総合評価の試行対象業務を拡大 (H27年7月～)	・総合評価落札方式における地域貢献度の見直し、工事成績評定にかかる評価対象範囲の見直し (H28年7月～) ・業務委託における総合評価落札方式の本格実施 (H28年7月～) ・余裕期間制度の試行 (H28年11月～県土整備部試行)	・総合評価落札方式（工事）における「専任補助者評価型」の廃止 (H29年4月～) ・総合評価落札方式（工事）における「ICTの活用等」評価項目の追加 (H29年4月～) ・総合評価落札方式（業務委託）の評価基準に「品質等確実点」を導入 (H29年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）の対象業務を拡大 (H29年7月～)	・総合評価落札方式（工事）における「ICT活用工事」に「舗装工事」を追加、「女性技術者の評価」を追加、「インタースhip等の評価」を追加、「工事成績評定点の配点基準の見直し」 (H30年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）における対象の拡大「500万円以上」へ、「若手・女性技術者の評価」の追加、「インタースhipの評価」の対象拡大、「業務成績評定点の配点基準の見直し」 (H30年7月～)	・総合評価落札方式（工事）における「災害協定に基づく活動・地域ボランティア等の活動に係る評定点の見直し」、「ICT活用工事・週休2日確保工事の証明書の発行及び評価」 (R1年7月～) ・総合評価落札方式（業務委託）における「若手・女性技術者の評価の配点見直し」、「ボランティア等の評価の追加」、「技術者の専任性の評価基準の見直し」 (R1年7月～)
	工事成績評定						・2次下請け以降に関わる工事において、全ての建設業者が社会保険等に参加している場合を評価 (H30年7月～)	
	評定平均点の推移	78.1	78.9	79.4	80.2	80.5	81.2	81.5
不正の排除	指名停止措置機関							
	指名停止期間	不当な情報提供要求があったと認められた場合、指名停止とする。						
	損害賠償予約条項							
	コンプライアンス	不当な情報要求対応要領制定 (H25年4月～)						
	元請下請関係	80件	60件	55件	50件	45件	45件	43件
	談合情報等対応							「談合情報」の定義を明確化
	談合情報の推移	1	2	1	1	0	0	1
県内の建設投資額（億円）		4,350	4,045	4,055	4,439	4,597	4,987	4,827
建設業許可業者数（年度末）		4,728	4,755	4,747	4,702	4,656	4,668	4,641
建設業倒産件数（暦年）		12	12	10	8	8	8	11
建設工事平均落札率（一般）		95.7%	95.8%	94.6%	96.0%	96.3%	96.2%	96.5%
建設工事平均落札率（指名）		97.0%	96.6%	94.5%	95.9%	97.0%	97.0%	98.2%
建設工事平均落札率（計）		95.6%	95.8%	94.6%	96.0%	96.4%	96.4%	96.6%

1 建設工事及び建設工事関連業務委託の経過

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
法令等				R05.01 改正建設業法施行令 施行		R06.06 改正品確法施行、 R06.09.12 改正建設業法、 改正入契法一部施行	R07.12 改正建設業法、改正入契法一部施行
談合事件							
改善推進組織							
競争性の確保 公正・公平	一般競争入札						
	地域要件、格付け等						
	指名競争入札						
透明性の確保	監視機能						
	予定価格						災害復旧工事における予定価格の事前公表の見直し（8千万円以上は予定価格を原則事後公表）
	積算内訳書						材料費、労務費等の記載を義務化（R8年2月～）
	契約情報等公開	工事の発注通しの公表の改正（R3年3月～） 公表回数5回→6回					建設工事、建設工事関連業務委託及び工事材料の購入並びに除排雪等に係る業務委託等の契約情報について全てインターネット公表
	電子入札等				契約保証の電子化（R5年10月～）		
品質の確保	低入札価格調査制度			・建設工事及び建設工事関連業務等に係る失格数値基準の引き上げ（R4年7月1日～） ・非指名制度廃止（R4年6月30日）			
	低入札対象工事件数	382	345	427	358	380	390
	低入札調査件数	8	5	5	3	0	5
	発生率	2.1%	1.4%	1.2%	0.8%	0.0%	1.3%
	多様な入札・契約方式	・総合評価落札方式（工事）における「県発注災害復旧工事の実績の評価」、 「県発注道路除雪業務実績の評価」（R2年7月～） ・総合評価落札方式（業務委託）における「災害復旧関係業務実績の評価」、 「県優良業務顕彰歴の評価」（R2年7月～）	・総合評価落札方式（工事）における「地域精通企業評価型」の実施（R3年7月～） ・地質調査業務委託における総合評価落札方式の試行（R3年7月～） ・地すべり調査解析業務における共同設計方式の試行（R3年7月～）	・総合評価落札方式（業務委託）における「地域精通企業評価型」の実施（R4年7月～） ・総合評価落札方式における成績評価による評価方法の見直し（R4年7月～） 「企業の能力」及び「技術者の能力」の評価における成績評価の平均点による評価の対象の見直しを実施 ・工事：各付け5業種とその他の6区分/対象となる評定：過去5年 ・業務委託：土木コンサル、建築コンサル、測量、地質調査、補償コンサル、その他の6区分/対象となる評定：令和4年度は過去3年、令和5年度は過去4年、令和6年度以降は過去5年のものを対象とする	・ICT活用及び週休二日確保工事の促進 ・災害復旧工事・道路除雪業務実績の評価方法の見直し ・復旧・復興JV制度の創設 ・市町村発注の災害関係業務委託実績の評価 ・業務委託の技術者の継続教育（CPD）の評価方法の見直し（R5年7月～）	・ICT活用工事における部分活用等の推進 ・若手・女性技術者評価型の対象工種の拡大	・「ワーク・ライフ・バランス」「女性活躍」等の評価項目の追加 ・知事顕彰の評価期間の延長 ・インターンシップ等の評価点の変更 ・地域精通企業評価型における評価項目の簡素化 ・災害協定に基づく県要請による出勤実績への加点（管工事、解体工事） ・共同設計方式におけるJV構成企業数の変更 ・「一抜け方式」の試行導入
	工事成績評定						
	評定平均点の推移	82.0	82.4	82.7	82.8	83.2	83.7
不正の排除	指名停止措置機関						
	指名停止期間						
	損害賠償予約条項						
	コンプライアンス						
	元請下請関係	30件	31件	27件	44件	22件	35件
	談合情報等対応						
	談合情報の推移	0	0	0	0	0	0
県内の建設投資額（億円）		5,073	5,417	4,752	4,603	4,504	5,842
建設業許可業者数（年度末）		4,573	4,563	4,526	4,492	4,464	4,402
建設業倒産件数（暦年）		5	7	9	9	15	17
建設工事平均落札率（一般）		96.3%	97.1%	96.7%	96.5%	96.6%	97.0%
建設工事平均落札率（指名）		94.8%	96.0%	96.7%	96.0%	96.6%	96.3%
建設工事平均落札率（計）		96.4%	97.1%	96.8%	96.4%	96.8%	96.9%

2 山形県公共調達基本条例（平成 20 年 7 月 18 日山形県条例第 43 号）

（目的）

第 1 条 この条例は、公共調達に係る入札及び契約に関する制度（以下「入札契約制度」という。）に関し基本的事項を定めることにより、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を確保するとともに、公共調達に係る入札契約制度に対する県民の信頼を確保し、もって県民の福祉の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共調達 県が支出負担行為に基づき行う調達をいう。
- (2) 建設工事等 建設工事並びに建設工事に係る測量、設計、調査、コンサルタント業務及び材料の納入をいう。
- (3) 建設業者等 建設工事等を請け負うことを営む者をいう。

（基本理念）

第 3 条 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程からの談合その他の不正行為の排除が徹底されるものでなければならない。

- 2 公共調達に係る入札契約制度は、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されるものでなければならない。
- 3 公共調達に係る入札契約制度は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されるものでなければならない。
- 4 公共調達に係る入札契約制度は、公共調達により調達するものの品質及び価格の適正を考慮したものでなければならない。
- 5 公共調達により調達するもののうち建設工事等は、経済活動等の基盤となる社会資本を整備する社会経済上重要なサービスであり、これを担う健全な建設業者等の育成は、県民経済の発展に重要であることを踏まえ、建設工事等に係る入札契約制度は、建設業者等の技術のほか、その法令の遵守状況、環境保全に関する対策、建設工事等に従事する者の安全衛生及び福利厚生に対する取組並びに地域における社会貢献活動についても、適切に評価し、当該評価を入札及び契約の過程において適切に反映するように配慮したものでなければならない。

（県における取組）

第 4 条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）を踏まえて、公共調達に係る入札契約制度を運用するとともに、基本理念にのっとり、公共調達に係る入札契約制度を不断に見直し、改善に努めなければならない。

- 2 知事、企業管理者及び病院事業管理者（以下「知事等」という。）は、毎年度、議会に公共調達に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
- 3 県は、県内における他の地方公共団体に対し、入札契約制度の改善に関して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

（山形県公共調達評議委員会）

第5条 基本理念にのっとり公共調達に係る入札契約制度の改善について調査審議させるため、山形県公共調達評議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、知事等の諮問に応じ、又は自発的に、公共調達に係る入札に参加する者に必要な資格の見直しその他公共調達に係る入札契約制度の改善に関する重要事項を調査審議する。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、知事等に対し、必要な改善措置を講ずることを求めることができる。
- 4 知事等は、前項の規定による求めを受けたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）

第6条 委員会は、委員8人以内で組織する。

（委員）

第7条 委員は、学識経験のある者のうちから、議会の同意を得て、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることを妨げない。

（委員長）

第8条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、前項の会議の議長となる。
- 3 第1項の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第10条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び

第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、県土整備部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月19日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

